

【別表】（定款の施行に関する規則第8条に基づく報告事項）

第一種正会員の報告事項

- (1) 商号を変更したとき。
- (2) 資本金の額、出資の総額又は持込資本金の額に変更があったとき。
- (3) 金サ法第13条第1項第2号に定める役員を変更したとき。
- (4) 前号に規定する役員の役名を変更したとき。
- (5) 支店等（支店その他の営業所又は事務所（無人の営業所又は事務所を除き、外国法人にあっては、国内において本拠となる支店等及びその他の営業所又は事務所をいう。）をいう。以下同じ。）を設置し、又は廃止したとき。
- (6) 本店又は支店等の位置又は名称を変更したとき。
- (7) 本店又は支店等のうち、主たる営業所又は事務所を変更したとき。
- (8) 本店又は支店等の住居表示の変更があったとき。
- (9) 無人の営業所又は事務所を設置し、又は廃止したとき。
- (10) 無人の営業所又は事務所を統括する本店、支店等、その名称、若しくはその位置を変更したとき、又はその住居表示に変更があったとき。
- (11) 金サ法第16条第1項に規定する変更登録を受けたとき。
- (12) 本協会以外の全国銀行協会、日本証券業協会、日本投資顧問業協会、投資信託協会、日本損害保険協会、日本生命保険協会、日本少額短期保険協会、日本保険仲立人協会、電子決済等代行業協会、又は貸金業協会に加入し、又はこれを脱退したとき。
- (13) 金融サービス仲介業以外の業務を営むこととなったとき、業務を追加したとき、又はこれを廃止したとき。
- (14) 他の法人と合併したとき（当該第一種正会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
- (15) 分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継したとき。
- (16) 他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
- (17) 主要株主（会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（ただし、役員やそれに準じる役職に就任している事実、会社に対して重要な融資を行っている事実、重要な技術を提供している事実及び重要な営業上または事業場の取引があるなど、会社の財務及び業務の方針の決定に対

して重要な影響を与えることが推測される事実がある場合には、百分の十五)以上の数の議決権(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第147条第1項又は第148条第1項(これらの規定を振替法第228条第1項、第235条第1項、第239条第1項及び第276条第二号において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している者)に異動があったとき。

(18)破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき(外国法人にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったときを含む。))。

(19)破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき(外国法人にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知ったときを含む。))。

(20)定款を変更したとき(金融サービス仲介業に係る業務に関する部分の変更その他重要な変更に限る。))。

(21)大株主上位10名(自己又は他人の名義をもって保有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。)の氏名若しくは名称、その持株数又は総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合に変更があったとき。

(21)金サ法の規定により、登録の取消し、業務の停止、業務の方法の変更その他業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ぜられたとき又は役員了解任命令を受け他業務の運営の改善に必要な措置をとることを命ぜられたとき又は役員了解任命令を受けたとき。

(22)金サ法の規定により罰金以上の刑を受けたとき。

(23)金サ法第34条第1項に規定する事業報告書を作成したとき。

(24)金サ法第34条第2項に規定する書面を作成したとき。

(25)純財産額が資本金の額に満たなくなったとき。

(26)他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなったとき(第17号に掲げるときを除く。))。

(27)金サ法第36条第1項及び第2項の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。

(28)訴訟若しくは調停(金融サービス仲介業に係る業務以外の業務に関するものにおいて、当該第一種正会員の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)の当事者となったとき又は当該訴訟若しくは調停が終了したとき。

(29)遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。

(30)システム障害等(金融サービス仲介業に係る業務に関するものに限

る。)の発生を認識したとき。

(31)前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

#### 第二種正会員の報告事項

(1)商号を変更したとき。

(2)資本金の額、出資の総額又は持込資本金の額に変更があったとき。

(3)金サ法第13条第1項第2号に定める役員に相当する者を変更したとき。

(4)前号に規定する役員の役名を変更したとき。

(5)支店等（支店その他の営業所又は事務所（無人の営業所又は事務所を除き、外国法人にあっては、国内において本拠となる支店等及びその他の営業所又は事務所をいう。）をいう。以下同じ。）を設置し、又は廃止したとき。

(6)本店又は支店等の位置又は名称を変更したとき。

(7)本店又は支店等のうち、主たる営業所又は事務所を変更したとき。

(8)本店又は支店等の住居表示の変更があったとき。

(9)無人の営業所又は事務所を設置し、又は廃止したとき。

(10)無人の営業所又は事務所を統括する本店、支店等、その名称、若しくはその位置を変更したとき、又はその住居表示に変更があったとき。

(11)本協会以外の全国銀行協会、日本証券業協会、日本投資顧問業協会、投資信託協会、日本損害保険協会、日本生命保険協会、日本少額短期保険協会、日本保険仲立人協会、電子決済等代行業協会、又は貸金業協会に加入し、又はこれを脱退したとき。

(12)他の法人と合併したとき（当該第二種正会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。

(13)分割により他の法人の事業の全部又は一部を承継したとき。

(14)他の法人から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。

(15)主要株主（会社の総株主等の議決権（総株主、総社員、総会員、総組合員又は総出資者の議決権をいい、株式会社にあつては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の百分の二十（ただし、役員やそれに準じる役職に就任している事実、会社に対して重要な融資を行っている事実、重要な技術を提供している事実及び重要な営業上または事業場の取引があるなど、会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実がある場合には、百分の十五）以上の数の議決権（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」

という。) 第147条第1項又は第148条第1項(これらの規定を振替法第228条第1項、第235条第1項、第239条第1項及び第276条第二号において準用する場合を含む。)の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものを除く。)を保有している者)に異動があったとき。

(16)破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき(外国法人にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てを行ったときを含む。)

(17)破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき(外国法人にあっては、本店の所在する国において当該国の法令に基づき同種類の申立てが行われた事実を知ったときを含む。))

(18)定款を変更したとき(金融サービス仲介業に係る業務に関する部分の変更その他重要な変更に限る。)

(19)大株主上位10名(自己又は他人の名義をもって保有する株式の数が多い順に10名の株主をいう。)の氏名若しくは名称、その持株数又は総株主の議決権に占める当該持株に係る議決権の数の割合に変更があったとき。

(20)金サ法の規定により罰金以上の刑を受けたとき。

(21)純財産額が資本金の額に満たなくなったとき。

(22)他の法人その他の団体が、親法人等又は子法人等に該当し、又は該当しなくなったとき(第15号に掲げるときを除く。)

(23)訴訟若しくは調停(金融サービス仲介業に係る業務以外の業務に関するものにあつては、当該第二種正会員の業務の運営又は財産の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるものに限る。)の当事者となったとき又は当該訴訟若しくは調停が終結したとき。

(24)遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。

(25)システム障害等(金融サービス仲介業に係る業務に関するものに限る。)の発生を認識したとき。

(26)前各号に掲げるときのほか協会が必要と認めるとき。

#### 金融機関会員、賛助会員及び特別会員の報告事項

(1)商号又は名称を変更したとき。

(2)本店の位置又は名称を変更したとき。

(3)代表者を変更したとき。

(4)本協会に伝達した事務連絡先担当者、電話番号、メールアドレスを変更したとき。

(5)合併、解散その他事由により業務の全部を廃止することとなったとき

(6) 前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。

(改正履歴)

・ 金融機関会員の報告事項を大幅に削除し、賛助会員及び特別会員と統合 (2021. 11. 29  
改正)